



# 菊池っ子だより

Vol. 9

市内の各小中学校で行われているさまざまな取り組みをピックアップしてご紹介します。

☎学校教育課 ☎0968(25)7231

## 夢 2月9日 限府小学校



矢賀部電成さんと児童たち

卒業生の矢賀部さん(音楽プロデューサー)による講演がありました。矢賀部さんは「2分の1成人」を迎える4年生に「こうして私は音楽の道を選びました」と題して講話。「好きなことはほとんど伸ばすことができます。目標や夢を好きになって頑張ってください」と、夢や目標に向かって頑張ることの大切さ、働くことの喜びを伝えました。佐々湧雅くんは「夢は消防士になること。夢に向かって進んでいきたいです」と目を輝かせました。

## 伝 2月6日 七城中学校



役割を分担し作業を進める

材料を丁寧に切る生徒たち

2年生45人が、家庭科の授業で地域の伝承料理の作り方を学習しました。料理教室などを行っている地元団体のむつみ会(渡邊弘子会長)の会員20人が指導員として参加。「のっぺい汁」や「とじこ豆」、野菜の白和えを生徒と一緒に作りました。富田大登くんは「地域の人と交流できてうれしかった。とじこ豆を混ぜるのが大変だったけど友だちと協力してできた」と話しました。

### お詫びと訂正

広報きくち3月号31ページ菊池っ子だよりの西水東小学校の記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。  
誤 元教諭で現在は～ 正 元校長で現在は～

## 現 1月21日 泗水西小学校



牛乳からバター作り体験



日本の米と外国の米を食べ比べ



高学年は農業の多面的機能を学習しました



JA 菊池青壮年部泗水支部の皆さん

JA 菊池青壮年部泗水支部(松岡昇一郎部長)の7人による食育授業を実施しました。低学年には酪農を説明。牛乳ができる過程とバター作りを体験しました。中学年は米づくりを学習。高学年は、水田の地下水保全機能や温暖化防止効果のほか、TPPなど農業の多面的機能を学習しました。2年生の秋吉美月さんは「牛の種類やバターの作り方が分かりました。みんなで作ったバターはとてもおいしかったです」と笑顔を見せました。

この授業は約10年前から実施しており、食べ物大切さと農業の現状、地産地消の応援などを目的に行っています。

## 目 2月19日 泗水中学校



MICAさん、くまモンと記念写真  
(© 2010 熊本県くまモン)

菊池市泗水ホールで立志式を行いました。シンガーソングライターMICAさんのコンサートに続き、くまモンが先生役でサプライズ登場。将来の夢や決意を発表した生徒を、「さすが!よく考えてるモン!」などと書かれたプラカードでたたえました。

2年の西本美咲さんは5年後の自分へ「いつもいることに感謝して、人に優しくできるような人になってください」と発表しました。

## 国民年金情報

問い合わせ先 市民課市民年金係 ☎0968(25)7211、各総合支所総務民生課

# ねんきんは、人生の節目ごとに届け出が必要です!

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。就職、退職、結婚などによって加入者の国民年金の種類が変わることがあります。必ず届け出をしましょう。

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。就職、退職、結婚などによって加入者の国民年金の種類が変わることがあります。必ず届け出をしましょう。

### ▼第1号被保険者(自営業者、学生、フリーター、無職の人など)

状況	種別	加入の届け出
就職したとき	「第1号」から「第2号」へ変更	勤務先の事業所で届け出をします。
配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき	「第1号」から「第3号」へ変更	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

### ▼第2号被保険者(会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている人)

状況	種別	加入の届け出
退職したとき	「第2号」から「第1号」へ変更	市民課または各総合支所総務民生課の国民年金担当窓口で届け出をします。
退職して配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき	「第2号」から「第3号」へ変更	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

### ▼第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

状況	種別	加入の届け出
就職したとき	「第3号」から「第2号」へ変更	勤務先の事業所で届け出をします。
配偶者が退職したとき 配偶者に扶養されなくなったとき	「第3号」から「第1号」へ変更	市民課または各総合支所総務民生課の国民年金担当窓口で届け出をします。
配偶者が勤務先を変ったとき	「第3号」から「第3号」	配偶者の勤務先の事業所で届け出をします。

※この届けは年金のみの手続きです。保険を伴う場合はこの限りではありません。

※第1号被保険者の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合などには、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。詳しくは熊本西年金事務所☎096(355)3261、市民課または各総合支所総務民生課にお問い合わせください。

## 1年・2年前納の口座振替日は4月30日(木)です

残高不足で口座から引き落としができなかった場合は、割引がなくなります(毎月の口座振替に切り変わります)。特に、初めて口座振替で1年前納や2年前納を申し込んだ

人は、1年・2年前納の保険料に加えて3月分の保険料(15,250円)が同時に引き落とされますので、残高不足にくれぐれもご注意ください。